



利益相反取引管理のための基本方針

ARUJI GATE 証券株式会社

1. 目的

金融機関の提供するサービスの多様化や、世界的な金融コングロマリット化の進展に伴い、金融機関内又は金融グループ内において、競合・対立する複数の利益が存在し、利益相反が発生するおそれが高まっています。

こうした状況を踏まえ、ARUJI GATE 証券会社（以下「当社」といいます。）においても、顧客の利益が不当に害されることのないよう、「利益相反のおそれのある取引」を管理することが求められています。

当社は金融商品取引法上の有価証券関連業を行う第一種及び第二種金融商品取引業者であり、同法に基づき、利益相反管理体制の整備において求められる利益相反管理方針（以下「本方針」という。）を策定しました。

2. 利益相反のおそれのある取引の特定及び類型

1) 定義

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」とは当社又は当社の親金融機関等が行う取引のうち、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引です。「利益相反のおそれのある取引」は、①当社又は当社の親金融機関等とお客様の間の利益相反、②当社又は当社の親金融機関等のお客様と、他のお客様との間で生じる可能性があります。

「お客様」とは当社の行う金融商品関連業務のうち、①すでにお取引のあるお客様、②取引関係に入る可能性のあるお客様、又は、③過去に取引を行ったお客様のうち現在も法的権限を有しているお客様のことです。

「親金融機関等」とは当社の、①親法人等、②親法人等の関連法人等、③特定個人株主に係る子法人等・関連法人等のうち外国の法令に準拠して外国において金融商品取引業を行うもののいずれかに該当するものをいいます。

「金融商品関連業務」とは当社の行う金融商品取引業及び金融商品取引法 35 条 1 項に規定する金融商品取引業に付随する業務をいいます。

2) 利益相反と判断する基準

当社は、利益相反に該当するかどうかを判断するに際し、当社及び当社グループ会社のレピュテーションに影響がないかを考慮して総合的に判断します。

また、本方針における「利益相反のおそれのある取引」には、金融商品取引法、及びその他関連法により禁止されている行為、すなわち、インサイダー取引、作為的相場操縦、顧客からの委託注文を執行する前に当該銘柄の取引を自己で行うフロントランニング取引等の明らかに利益相反となる取引は含んでおりません。



3) 利益相反の事例

(1) 当社又は当社関係者の取引

	事例	管理の方法（下記4の内）
1	職務上の地位を利用して、顧客の注文動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて専ら投機的利益の追求を目的として行う取引	1) 部門間情報遮断 4) 取引の中止 2) お客様へ開示 6) その他の方法
2	不良資産に係る情報を有しながら、当該資産について自己勘定取引を行う場合。	1) 部門間情報遮断 2) お客様へ開示 4) 取引の中止 6) その他の方法
3	顧客から売買注文を受けた有価証券等について、自己勘定取引、引受けへの参加又は受託者・運用者等を通じ、何らかの関与をしている場合	2) お客様へ開示 3) 他の取引と同一条件の取引へ変更 6) その他の方法
4	顧客に対し資金調達やM&Aに係る助言等を提供する一方で、当該顧客に対するプリンシパル投資、当該顧客から資産の購入その他の取引を行う場合。	2) お客様へ開示 3) 他の取引と同一条件の取引へ変更 6) その他の方法
5	自社発行の有価証券又は自己勘定において保有する有価証券を、顧客に推奨・販売する場合又は自己が運用を受託している顧客資産に組入れる場合。	2) お客様へ開示 4) 取引の中止 6) その他の方法
6	グループで組成した不動産証券化商品の、十分な説明を欠いた販売（他の投資家へのリスク転嫁）	2) お客様へ開示 4) 取引の中止 6) その他の方法
7	競合関係又は対立関係にある複数の顧客に対し、資金調達やM&Aに係る助言等を提供する場合	3) 取引条件の変更 4) 一方取引の中止 2) お客様へ開示 6) その他の方法
8	他社の役員その他会社の経営方針の決定に重要な影響を与えることのできる地位にある従業員を擁している時に、当該会社の発行する有価証券に係る取引を行う場合。	3) 他の取引と同一条件の取引へ変更 6) 他社の取締役会で利益相反の取引の承認
9	証券会社等の従業員が、顧客の利益と相反するような影響を与えるおそれのある贈答や遊興（非金銭的なものを含む。）の供給を受ける場合。	5) 社内規程で禁止 2) お客様へ開示 6) その他の方法



4) 利益相反取引特定のプロセス

- ① 「利益相反のおそれのある取引」に係る営業部門の役職員は顧客との取引により得た情報が前述2の3)に該当するおそれがあると判断した場合、利益相反管責任者に報告すると同時にコンプライアンス部へ報告をします。
- ② 上記取引が、「利益相反のおそれのある取引」の定型的な判断が可能である場合は、営業部内における利益相反責任者の判断で前述2の3)の「利益相反のおそれのある取引」事例に基づき管理方法を選定し、コンプライアンス部へその管理方法を報告します。
- ③ 営業部門で判断ができない場合、また、事例に該当しない場合はコンプライアンス部へ報告し、判断を仰ぐものとします。
- ④ 利益相反のおそれのある取引に関する管理の方法で営業部門とコンプライアンス部との間に意見が対立する場合、コンプライアンス部の判断が優先するものとします。

3. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

当社の利益相反の対象となる親金融機関等は、平成21年4月1日現在以下の通りです。

- 1) ARUJI GATE 証券株式会社
- 2) ARUJI GROUP 株式会社
- 3) ARUJI ASSET MANAGEMENT (モスクワ、ロシア)
- 4) ARUJI CAPITAL (モスクワ、ロシア)

4. 利益相反のおそれのある取引の管理の方法

当社は、利益相反となる取引を特定した場合、以下に掲げる方法その他の方法、およびその組み合わせにより当該お客様の保護を適正に行うものとします。ただし、以下に掲げる方法は具体例に過ぎず、必ずしも下記の措置がとられるとは限りません。

- 1) 対象取引を行う部門と当該お客様と取引を行う部門との情報遮断措置等により分離する方法
- 2) 対象取引により、利益相反のおそれがある旨を、当該契約前に想定される利益相反の内容及び当該方法を選択した理由を説明することにより顧客に開示する方法
- 3) 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を変更する方法、例えば他の取引と同一の条件へ変更等
- 4) 対象取引又は当該お客様との取引の条件又は方法を中止する方法
- 5) 社内規定により禁止
- 6) その他の方法、例えば他社の取締役会で利益相反の承認をしてもらう等

5. 利益相反管理体制



1) 利益相反管理統括部部署等の設置

当社は、利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括する者として、利益相反管理統括者を設置するとともに、適切な利益相反管理を遂行するため、利益相反管理部署を設置するものとします。なお、当社の利益相反管理統括者は、内部管理統括責任者とし、利益相反管理部署は、コンプライアンス部とします。

また、当社各部署において利益相反を管理・監督するものとして利益相反管理担当者を設置し、各部署の所属長がその任に当たります。

2) 利益相反管理部署等の責務

利益相反管理統括者は、当社の利益相反管理態勢の整備及びその運用等に関する事項を統括するものとし、次に掲げる事項を行うものとします。

- ① あらかじめ利益相反担当者と共に利益相反取引を特定し、各部利益相反管理担当者から報告のあった事項に関して、利益相反性を精査します。
- ② 利益相反管理に必要な情報等を、グループ間を含め、徴収するものとします。
- ③ 利益相反妥当性の認められる事項に関して、担当部署及び担当者に対して利益相反管理規定に基づきその処理を指図することとします。
- ④ 利益相反の存在が合理的に疑われる部署に対して検査を実施します。
- ⑤ 利益相反管理に係る人的構成、業務運営体制及びその管理状況を適宜、検証するものとします。

3) 利益相反取引担当者の責務

利益相反取引担当者は次に掲げる事項を行うものとします

- ① 各担当部署の職員から各担当部署における利益相反に該当する可能性のある事項の報告を受けるものとします。
- ② 担当部署の職員に対し、随時又は定期的に、利益相反に関しての調査を行い、利益相反に該当する可能性のある事項を管理します。
- ③ 前2号により得た情報に関し、利益相反管理ガイドラインに基づき当該事項の利益相反該当性を判断するものとします。
- ④ 利益相反に該当すると判断された事項に関して、利益相反管理統括部署に報告することとします。ただし、その判断が困難である場合は、利益相反に該当するものとして扱います。

6. 内部監査

監査担当者は利益相反の管理に係る社内体制について監査を行い、その適切性及び有効性を定期的に検証し、監査結果及び改善案を作成する

平成21年5月17日取締役会で決定